

ID: 86

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市保健センター条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第98号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に関する事項を変更するときもまた同様とする。 2 市長は、前項の許可について管理上必要があると認めるときは、許可の際使用についての条件を付し、又は必要な指示をすることができる。 【基準】 根拠条文、第6条及び長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。 (1) 建物又は附属設備器具を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。 (規制及び使用料の返還) 第3条 市長等は、個別条例等の定めにかかわらず、公共施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。 2 市長等は、既に公共施設の利用の許可をしている場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、その利用者に損害が生じることがあっても、市長等は、賠償の責めを負わない。 3 市長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日